

水道用止水栓検査施行要項

昭和61年10月 1日制定
 平成 6年 9月20日改正
 平成14年 4月 1日改正
 平成25年 4月 5日改正
 令和 2年 2月27日改正

項 目	検 査 方 法	摘 要
検査基準	<p>水道用止水栓（JWWA B 108）による。</p> <p>判定基準 検査の判定基準は、当該規格、要項の検査方法及び別表〔不良の階級別欠点及び判定基準〕による。</p>	
形式試験	<p>形式試験 規格箇条10の形式試験は、栓の種類別、呼び径別及び接続形式別に、製造業者より製作図面及び製作基準書を提出させ、規格に規定する項目について行い、適合していることを調べる。</p> <p>なお、試験は最初の1回のみ行う。</p> <p>ただし、接続部以外の構造が同じ場合は、一種類についてのみ規格9.5～9.8の試験を行い、他の種類については規格9.5～9.8の試験を省略することができる。</p> <p>形式試験の記録 形式試験の記録は、別紙2「形式試験成績書」に記載し、提出させる。</p> <p>形式試験後の部品の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 形式試験後、栓の性能に影響を及ぼすような構造、形状、寸法及び材料の変更があったものについては、再度の形式試験を行う。 形式試験後、栓の性能に影響を及ぼさない寸法又は強度の高い材料に変更した場合は、再度の形式試験は省略すること 	

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p>ができる。</p> <p>したがって、材料にCAC406を使用して形式試験を行った場合は、材料をCAC406Cに変更しても再度の形式試験は行わない。</p> <p>ただし、接水部の材料変更については、浸出試験を必要とする。</p> <p>構造、形状及び寸法 規格箇条6の構造、形状及び寸法と、製造業者の製作図面及び製作基準書に適合していることを調べる。</p> <p>外観 規格箇条7の外観に適合していることを目視によって調べる。</p> <p>材料 規格箇条8の材料に適合していることを試験成績書によって確認する。</p> <p>表示 規格箇条13の表示に適合していることを調べる。</p> <p>性能 規格箇条5の性能は、次による。</p> <p>耐圧性 規格9.4 a) の耐圧試験によって行い、規格箇条5の表2 性能に適合していることを調べる。</p> <p>伸縮形の場合は、胴と伸縮ソケットを接続した状態で行う。</p> <p>止水性 規格9.5 a) の止水試験によって行い、規格箇条5の表2 性能に適合していることを調べる。</p> <p>圧力損失 規格9.6の圧力損失試験によって行う。圧力損失試験は、規格図3に示す試験装置で行い、測定は流水の圧力が0.15MPa</p>	

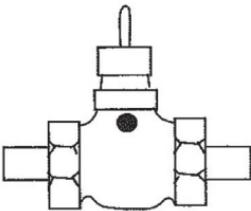
項 目	検 査 方 法	摘 要														
製品検査 (浸出検査)	<p> 以上で、表1の基準流量において、甲形止水栓は20kPa以下、ボール止水栓は1.5kPa以下であることを調べる。 ただし、伸縮ソケットは含まない。 </p> <p style="text-align: center;"> 表1 基準流量 <small>単位 L/min</small> </p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>13</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準流量</td> <td>16</td> <td>38</td> <td>60</td> <td>85</td> <td>150</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p> 作動性 規格9.7の作動試験によって行い、規格箇条5の表2-性能に適合していることを調べる。 耐久性 規格9.8の耐久試験によって行う。耐久試験は、閉止状態で一次側が0.2MPa以上となるように水圧をかけて、500回の開閉操作を行う。この場合、開・閉操作をもって1回とする。 500回の開閉操作を確認した後、栓の止水性を調べる。 浸出性 規格9.9の浸出試験によって行い、規格箇条5の表2-性能に適合していることを試験成績書によって確認する。 製品検査 規格箇条11の受渡検査は、形式試験に合格した栓について行う。 浸出検査 規格11.2 浸出検査は、次による。 栓の浸出試験は、規格附属書Aによって行い、共通項目については、別紙1表1に適合していることを調べる。 </p>	呼び径	13	20	25	30	40	50	基準流量	16	38	60	85	150	240	<p>最初に1回行う(ただし、品質変更があった場合は、その都度行う)</p>
	呼び径	13	20	25	30	40	50									
基準流量	16	38	60	85	150	240										

項 目	検 査 方 法	摘 要
(材料検査)	<p>また、材質別については、接水する材料を明確にし、それぞれの項目が別紙1表2に適合していることを調べる。</p> <p>各部の材料 規格11.1 f) の材料は、規格箇条8の材料について、検査通則第3条～第7条によって行い、規格表5及び表6に適合していることを調べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> CACを使用する部品の試験片は、原則として同種の鋳型で、同一溶解より採取する。 規格附属書Bに規定された鉛レス青銅鋳物を使用する部品の試験片は、原則として同種の鋳型で、同一溶解より採取し、規格附属書Bの機械的性質に適合していることを調べる。 <p>また、化学成分については、製造業者の社内規格に適合していることを製造業者の試験成績書によって確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋳造品以外の材料の検査は、製造業者の試験成績書によって確認する。 パッキン、ガスケット及びOリングは、水道用品水密保持用ゴム検査施行要項による検査合格品とする。 <p>なお、Oリングは、製造業者の試験成績書によることができる。</p>	<p>月1回以上立会</p> <p>月1回以上立会</p> <p>検査の都度</p> <p>購入の都度</p>
(耐圧性検査)	<p>耐圧性検査 規格11.1 a) の耐圧性は、規格9.4の耐圧試験によって行う。</p> <p>水圧による場合は、耐圧部に1.75MPaの</p>	<p>付表1-1(致命)</p>

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p>水圧を加え、1分間保持し、漏れ、変形、破損、にじみ、その他の異常の有無を調べる。</p> <p>漏れ、にじみの確認に限って空気圧による場合は、耐圧部に0.6MPaの空気圧を加え、5秒間保持し、漏れ、にじみの有無を調べる。この場合、種類別及び呼び径別に1個水圧による試験を行わなければならない。</p> <p>なお、伸縮形の場合は、胴と伸縮ソケットを別々に行うことができる。</p>	
(止水性検査)	<p>止水性検査 規格11.1 b) の止水性は、規格9.5の止水試験によって行う。</p> <p>水圧による場合は、規格図1に示すような試験装置に供試品を取り付け、止水機構を閉じた状態で、0.75MPaの水圧を30秒間保持し、漏れ、その他の異常の有無を調べる。</p> <p>空気圧による場合は、規格図2に示すような試験装置に供試品を取り付け、止水機構を閉じた状態で、0.6MPaの空気圧を5秒間保持し、漏れ、その他の異常の有無を調べる。</p>	付表1-3 (軽)
(作動性検査)	<p>作動性検査 規格11.1 c) の作動性は、規格9.7の作動試験によって行う。</p> <p>手動によって栓の開閉操作を行い、円滑に作動することを調べる。</p>	付表1-3 (軽)
(構造、形状及び寸法検査)	<p>構造及び形状検査 規格11.1 d) の構造及び形状は、規格表4及び形式試験時の図面との整合性を調べる。</p> <p>寸法検査 規格11.1 d) の寸法検査は、規格</p>	1ロットから呼び径別に1個抜き取って行う 付表1-4 (重)

項 目	検 査 方 法	摘 要								
めっき検査)	<p>表4及び形式試験時の図面に適合していることを調べる。</p> <p>なお、面間寸法及び両端のねじ軸線の同軸度の許容差は表2による。</p> <p>表2 面間寸法及び同軸度の許容差 単位 mm</p> <table border="1" data-bbox="273 471 731 588"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>面間寸法</th> <th>同軸度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13~40</td> <td>±1.0</td> <td rowspan="2">300の距離に 対して2以内</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>±1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 伸縮形の伸縮ソケット側については、同軸度の検査は行わない。</p>	呼び径	面間寸法	同軸度	13~40	±1.0	300の距離に 対して2以内	50	±1.5	
	呼び径	面間寸法	同軸度							
13~40	±1.0	300の距離に 対して2以内								
50	±1.5									
	<p>ねじ部の検査 規格表4のねじ部の検査は、ねじゲージを用いて調べる。</p> <p>測定器具 測定器具は、JIS B 0253の管用テーパねじゲージ、JIS B 0254の管用平行ねじゲージ (B級ねじ用)、JIS B 7502のマイクロメータ、JIS B 7507のノギス又はこれらと同等以上の精度をもつ測定器を用いる。</p> <p>めっきの厚さ 材料にC3604及びC3771を使用したボール、栓棒及び伸縮ソケットに施したニッケルクロムめっきの検査は、JIS H 8617 (ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき) により行う。厚さ試験は、顕微鏡による方法、噴流試験による方法又は電解式による方法により測定する。この場合のめっき厚さは、ニッケル2μm、ク</p>	<p>付表1-4 (重)</p> <p>検査の都度</p>								

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p>ロム0.1μm以上であることを製造業者の試験成績書により確認する。</p>	
(外観検査)	<p>外観検査 規格11.1 e)の外観は、規格箇条7の外観について内外面が滑らかで、割れ、鑄巣、ひび、著しいきず、鑄ばり、その他使用上有害な欠点の有無を目視によって調べる。</p>	付表1-2 (重)
	<p>めっきの外観 めっきを施した外観は、目視によって不めっきの有無を調べる。</p>	付表1-2 (重)
(表示検査)	<p>表示検査 規格11.1 g)の表示は、規格箇条13の表示について、次の事項を鑄出し又は容易に消えない方法で表示していることを調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 製造業者名又はその略号 b) 呼び径 c) 流体の流れ方向を示す矢印（甲形止水栓の場合） 	付表1-3 (軽)
検査証印	<p>種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検査通則第9条に定める刻印の4mm又はゴム印の6mmとする。 2. 事前証印の場合は、検査通則第9条に定める検査証印とする。 	

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要項は、昭和62年3月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要項は、平成 6年11月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要項は、平成14年 5月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要項は、平成25年 5月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要項は、令和2年4月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付図</p>  <p style="text-align: center;">●検査証印の打刻又は押印箇所</p> <p>注 検査証印の打刻又は押印数は、組立品（製品）については所定の箇所1個とする。</p>	

別紙1

浸出性評価基準

表1 栓の浸出性—共通

項目	基準
味	日本水道協会水道用品検査通則の別表2による
臭気	
色度	
濁度	

表2 栓の浸出性—材料別

水道水と接触する部分の材料		項目	基準
JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900系及び CAC910 系 JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C JIS H 3250 の C3531, C3604, C3771 及び C6800 系		カドミウム及びその化合物	日本水道協会水道用品検査通則の別表2による
		鉛及びその化合物	
		亜鉛及びその化合物	
		銅及びその化合物	
JIS H8617のニッケル—クロムめっき		六価クロム化合物	
合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン)	有機物〔全有機炭素 (TOC) の量〕	
	PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)		
ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム)	フェノール類	
		亜鉛及びその化合物	
	EPDM (エチレンプロピレンゴム)	有機物〔全有機炭素 (TOC) の量〕	
		亜鉛及びその化合物	
SBR (スチレンブタジエンゴム)		有機物〔全有機炭素 (TOC) の量〕	
その他の材料		その他の材料の組成を明確にした上で、JIS S 3200-7の表2の中で浸出する可能性のあるすべての成分が厚生労働省令で定められた基準を満足しなければならない。	
注記1 CAC900系とは、ビスマス青銅鋳物をいい、CAC902, CAC904又はCAC905とする。 注記2 CAC910系とは、ビスマスセレン青銅鋳物をいい、CAC911又はCAC912とする。 注記3 CAC900C系とは、ビスマス青銅連続鋳物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C又はCAC905Cとする。 注記4 C6800系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803とする。			

別表

不良の階級別欠点及び判定基準

不良の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐 圧	漏れ・変形 破損・にじみ	あるもの
重	形状・寸法	両 間 寸 法 L_1 寸 法 L_2 寸 法 L 寸 法 D 寸 法 H 寸 法 H_1 寸 法 胴 の 厚 さ ソケットの厚さ ねじ軸線の同軸度 接 続 部 ね じ	許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容範囲を超えるもの JIS B 0254 (管用平行ねじゲージ) の B 級 ねじに適合しないもの JIS B 0253 (管用テーパねじゲージ) に 適合しないもの
	外 観	鑄 巢, ひ び, 著 しい き ず 不 め っ き	あるもの
軽	止 水	シ ー ト 漏 れ 締 付 部 の 漏 れ	あるもの
	作 動	栓 の 作 動	円滑に作動しないもの
	表 示	誤 表 示 無 表 示	間違っているもの 表示のないもの、抜けているもの
構造・形状 ^{a)}			規格6.1の構造並びに形状、製造業者の製作図面及び製作基準書に適合しないもの
めっきの厚さ ^{a)}			厚さは、ニッケル2 μ m、クロム0.1 μ m 未満のもの
<p>注^{a)} 日本水道協会水道用品検査通則に定める抜取表によって行う検査項目ではないため、“不良の階級”はない。</p> <p>なお、該当する判定基準を満たさなかった場合は、検査を中止し、不合格とする。</p>			